

# 産廃処理助成事業を募集

産廃振興財団が09年度分開始

産廃廃棄物処理事業振興財団は、このほど、2009年度産廃廃棄物処理助成事業の募集を開始した。同助成事業は、資源循環型社会システムの効率的な構築のために必要な、高度な技術力の育成支援および健全な処理業者の育成支援の強化策として実施している。

具体的には、産廃に関する3Rの技術開発、廃棄物の発生抑制・減量化技術の開発、循環資源の再利用技術の開発、再生利用技術の開発、環境負荷低減技術の開発および既存の高度技術力を利用した施設整備やその起業化、農林漁業バイオ燃料法第12条第1項第2号の対象となる認定研究開発事業に対して助成する。申請資格は①産廃の処分を業として行う者または行う予定の者の従業員数300人以下または資本金10億円以下のどちらかに該当する②過去5年間、廃棄物および公害防止に関する法律等の規定による不利益処分を受けしていない③原則として

て応募事業が同一期間内に他の公的助成を受けていないこと④の条件を満たすこと。ただし、バイオ燃料認定研究開発事業を行う者は①、②、④を除く。助成額は技術開発（バイオ燃料認定研究開発事業も含む）が500万円、高度技術施設が最高500万円、起業化調査が最高50万円となっている。

申請書等の申し込み募集内容の詳細および申請書類一式は同財団のホームページからダウンロードできる。応募締め切りは10月31日まで（当日消印有効）問い合わせは同財団技術部（03・35526・0115）まで。

平成21年7月22日  
環境新聞